

大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会

会 則

(令和6年10月30日改正)

## 目 次

第1条	目 的
第2条	会の名称
第3条	海 域
第4条	業 務
第5条	排出油等防除計画に係る意見の提出
第6条	組 織
第7条	会 議
第8条	部 会
第9条	専門委員会
第9条の2	分科会
第9条の3	幹事会
第9条の4	幹事会の任務
第10条	会 費
第11条	資料交換
第12条	訓 練
第13条	情報提供
第14条	防除活動等
第15条	総合調整本部の設置等
第16条	活動状況の連絡
第17条	隣接協議会等との協力
第18条	災害補償
第19条	庶 務

大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会名簿

大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会 役員・専門委員会名簿

大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会 幹事会名簿

大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会の海域

# 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会会則

## (目的)

第1条 この会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会とし、主として大阪湾・播磨灘に大量の油又は有害液体物質が排出された場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

## (会の名称)

第2条 この会の名称を「大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会」(以下「協議会」という。)という。

## (海域)

第3条 この会則において、大阪湾とは神戸市・明石市境が海岸線と交わる点と淡路市江崎灯台から北へ引いた線が海岸線と交わる点とを結んだ線、洲本市・南あわじ市境が海岸線と交わる点(概位:北緯34度14.2分・東経134度52.4分)、北緯34度14.2分・東経134度59.0分の点、北緯34度18.5分・東経134度59.0分の点及び大阪府と和歌山県の県境が海岸線と交わる点を順次結んだ線並びに陸岸とにより囲まれた海域をいい、播磨灘とは兵庫県・岡山県境が海岸線と交わる点、網崎及び取揚島北端を順次結んだ線、取揚島東端、北緯34度20.0分・東経134度26.2分の点、北緯34度19.8分・東経134度35.6分の点、北緯34度06.0分・東経134度44.2分の点、北緯34度06.0分・東経134度55.2分の点と洲本市・南あわじ市境が海岸線と交わる点(概位:北緯34度14.2分・東経134度52.4分)を順次結んだ線、神戸市・明石市境が海岸線と交わる点と淡路市江崎灯台から北へ引いた線が海岸線と交わる点を結んだ線並びに陸岸とにより囲まれた海域をいう。

## (業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除マニュアルの策定
  - イ 情報の共有化
  - ロ 人員、施設、資材の動員に関する調整
  - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
  - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、資材の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (4) 排出油等防除活動に関する連携の推進
- (5) 排出油等防除に関する研修及び訓練

(6) その他排出油等防除に必要な事項

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、必要と認める場合は、大阪湾・播磨灘に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるができるものとする。

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、第五管区海上保安本部長をもってあてる。

会長は、会務を総理する。

3 副会長は2名とし、会員の役職員のうちから会長が指名する。

副会長は、会長を補佐する。

4 会員は、大阪湾・播磨灘において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関をもってあてる。

5 会計監事は3名とし、会長の推薦により定例会議で選出し、協議会の会計について監査を行う。

会計監事の任期は1年とし、再選を妨げない。

6 事務局は、第五管区海上保安本部環境防災課内におき、協議会の庶務を行う。

(会議)

第7条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要があると認める場合に開催する。

4 会議は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

(部会)

第8条 協議会の事故対策の充実をはかり実効を期するため、大阪、神戸及び姫路に地域部会を置く。

2 大阪、神戸及び姫路地域部会は、それぞれの地域に関係する会員をもって組織し、部会長を置く。

3 部会長は、会長が指名する。

4 部会長は、地域部会の意見を協議会に報告する。

5 地域部会に必要な細則は、別に定める。

(専門委員会)

第9条 地域部会に協議会の業務の推進等に係る検討並びに助言を行うための専門委員会を置く。

- 2 専門委員会に委員長 1 名、副委員長 2 名、委員若干名を置く。
- 3 委員長、副委員長は会長が指名する。  
委員は、各地域部会の部会長が推薦する会員から会長が指名する。
- 4 専門委員会は、必要の都度、会長又は委員長が召集する。
- 5 委員長は、専門委員会の意見を協議会に報告する。

#### (分科会)

- 第 9 条の 2 専門委員会に調査研究及び技術的事項に関する検討を行うため、油対策分科会、有害液体物質対策分科会を置き、必要の都度、専門委員会の委員長が招集し統括する。
- 2 各分科会の構成員は、各地域部会の部会長が専門委員会の委員の中から指名する。

#### (幹事会)

- 第 9 条の 3 専門委員会に、会議に付議すべき事項を検討するため幹事会を置く。
- 2 幹事会の構成員は、各地域部会毎に委員長 1 名、副委員長 2 名、油対策分科会委員 1 名、有害液体物質対策分科会委員 1 名及び分科会に属しない委員 1 名とし、会長が指名する。
  - 3 幹事会は、必要の都度、会長が召集する。
  - 4 幹事長は、会長が指名する。
  - 5 幹事長は、幹事会の意見を協議会に報告する。

#### (幹事会の任務)

- 第 9 条の 4 幹事会の任務は、次のとおりとする。
- 1 会議に付議すべき事項の検討・立案
  - 2 会議の決議を要しない事項の執行
  - 3 その他協議会の目的達成のため必要な事項

#### (会費)

- 第 10 条 協議会は、会員に対し研修の実施、資料の作成送付等に必要な経費として会費を請求することができる。

#### (資料交換)

- 第 11 条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年 1 回（4 月 1 日現在）会長に提出するものとする。
- (1) 施設、資材の整備、保有状況
  - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
  - (3) その他必要事項

#### (訓練)

- 第 12 条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年 1 回以上訓練を行うものとする。

(情報提供)

第13条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通報するものとする。

(防除活動等)

第14条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(総合調整本部の設置等)

第15条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合は、必要に応じて総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

(活動状況の連絡)

第16条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が排出油等防除活動を行っている場合、その状況に応じて活動状況を各会員に連絡する。

(隣接協議会等との協力)

第17条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

(災害補償)

第18条 排出油等防除活動等に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

(庶務)

第19条 協議会の庶務は、事務局において行う。

付 則（大油）

この会則は昭和49年11月26日から施行する。

付 則（大油）

この会則の一部改正は、昭和59年11月28日臨時会議における議決により、同日から施行する。

付 則（播油）

この会則は、昭和60年4月1日から施行する。

付 則（播油）

この会則は、昭和62年5月22日から施行する。

付 則（大油・播油）

この会則の一部改正は、平成8年5月22日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則 (大油)

この会則の一部改正は、平成9年5月22日の定例会議における議決により、和歌山県流出油災害対策協議会の設立日(平成9年10月16日)から施行する。

付 則 (播油)

この会則の一部改正は、平成9年7月14日の定例会議における議決により、徳島県流出油災害対策協議会の発足日から施行する。

付 則 (播油)

この会則の一部改正は、平成10年7月29日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則 (大油)

この会則の一部改正は、平成10年7月30日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則 (播油)

この会則の一部改正は、平成11年6月4日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則

この会則は、平成15年6月12日の定例会議により、平成16年4月1日の大阪湾・播磨灘排出油防除協議会の設立時から施行する。

付 則

この会則の一部改正は、平成19年6月27日の定例会議における議決により、同日から施行する。

付 則

この会則の一部改正は、平成25年7月1日の定例会議における議決により、同日から施行する。

附 則

この会則の一部改正は、令和6年10月30日の臨時会議における議決により、同日から施行する。

# 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会名簿

令和6年10月1日現在

大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会 第五管区海上保安本部（事務局）					
大阪地域部会		神戸地域部会		姫路地域部会	
1	近畿地方整備局港湾空港部				
2	海上自衛隊阪神基地隊				
3	大阪府	3	兵庫県		
4	大阪市	4	兵庫県漁業協同組合連合会		
5	堺市	5	神戸市	5	姫路市
6	高石市	6	芦屋市	6	赤穂市
7	泉大津市	7	尼崎市	7	相生市
8	岸和田市	8	明石市	8	たつの市
9	貝塚市	9	西宮市	9	加古川市
10	泉佐野市	10	洲本市	10	高砂市
11	泉南市	11	淡路市	11	播磨町
12	阪南市	12	南あわじ市	12	大阪ガス㈱姫路製造所
13	忠岡町	13	淡路広域消防事務組合	13	日本製鉄㈱瀬戸内製鉄所広畑地区
14	田尻町	14	㈱神戸製鋼所神戸線条工場	14	㈱ダイセル姫路製造所網干工場
15	岬町	15	三菱重工㈱神戸造船所	15	姫路タンクターミナル㈱
16	関西電力㈱	16	川崎重工㈱神戸工場	16	㈱日本触媒姫路製造所
17	大阪ガス㈱泉北製造所	17	日本沖荷役安全協会神戸支部	17	横田石油㈱
18	日本製鉄（株）関西製鉄所	18	竹鶴石油㈱	18	東西オイルターミナル㈱姫路油槽所
19	㈱ダイソー木津川工場	19	ティー・エム・ターミナル㈱神戸事業所	19	片倉コープアグリ㈱姫路工場
20	㈱新来島サノヤス造船大阪製造所	20	E N E O S ㈱神戸油槽所	20	㈱吉田組
21	関西エアポート㈱	21	シエル ルブリカント ジャパン㈱神戸事業所	21	㈱姫路ポートサービス
22	関西エアポートオペレーションサービス㈱	22	E N E O S ㈱尼崎油槽所	22	林船舶㈱
23	丸紅エネックス㈱堺ターミナル	23	寄神建設㈱	23	早駒運輸㈱
24	櫻島埠頭㈱	24	近畿オイルシステム㈱	24	前田石油㈱
25	E N E O S ㈱堺製油所	25	協同組合 神戸タグ協会	25	㈱I H I 相生事業所
26	コスモ石油㈱堺製油所	26	上野マリタイム・ジャパン㈱	26	㈱神戸製鋼所加古川製鉄所
27	コスモ石油ルブリカント㈱大阪工場	27	（一社）兵庫県トラック協会	27	A G C ㈱関西工場高砂事業所
27	出光興産㈱岸和田油槽所	28	セントラル・タンクターミナル㈱神戸事業所	28	㈱カネカ高砂工業所
28	大阪府タグ事業協同組合	29	宝酒造㈱白壁蔵	29	新日本油化㈱
29	全国内航タンカー海運組合関西支部	30	三菱ケミカル物流㈱陸運事業本部尼崎油槽所	30	J - P O W E R ジェネレーションサービス㈱高砂火力運営事業所
30	深田サルバージ建設㈱			31	三菱製紙㈱高砂工場
31	関西港湾サービス㈱			32	広畑ターミナル㈱
32	青木マリーン㈱			33	住友精化㈱姫路工場
33	山九㈱泉北支店				
34	アスト㈱				
35	東ソー物流㈱				
36	㈱川本倉庫北港営業所				
37	関西化成品輸送㈱				
38	双日㈱北港油槽所（業務委託会社北港化学㈱）				
39	㈱辰巳商会				
40	田淵海運㈱				
41	内外輸送㈱大阪支店				
42	三井化学㈱大阪工場				
43	大阪港タグセンター事業協同組合				

  

第五管区海上保安本部 1 機関	
大阪地域部会	共通 2 機関 + 4 1 機関 （計 4 3 機関）
神戸地域部会	共通 4 機関 + 2 6 機関 （計 3 0 機関）
姫路地域部会	共通 4 機関 + 2 9 機関 （計 3 3 機関）
合計	1 0 1 機関

# 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会 役員・専門委員会名簿

## 役員名簿

令和6年10月1日現在

会長	第五管区海上保安本部長	服部 真樹	
副会長	大阪府危機管理監	松井 芳和	
副会長	兵庫県防災監	池田 頼昭	
	大阪地域部会長	神戸地域部会長	姫路地域部会長
	大阪海上保安監部長 宮本 勝通	神戸海上保安部長 三柳 裕二	姫路海上保安部長 浅野 光行

## 専門委員会名簿

	大阪地域部会	神戸地域部会	姫路地域部会
委員長	大阪海上保安監部長 宮本 勝通	神戸海上保安部長 三柳 裕二	姫路海上保安部長 浅野 光行
副委員長	大阪府政策企画部危機管理室 災害対策課長 井上 洋之	兵庫県危機管理室 災害対策課長 陰山 暁介	兵庫県危機管理室 災害対策課長 陰山 暁介
副委員長	大阪市危機管理室 危機管理課長 木村 賢次	神戸市危機管理室 防災専門官 下本 昭司	姫路市危機管理室 主幹 多田 将紀
委 員	大阪港湾局 施設管理運営課長 山下 奉文	尼崎市危機管理安全局 危機管理安全部災害対策課長 清水 計秀	加古川市 防災部防災対策課長 高田 真吾
	堺市 危機管理室長 山路 智志	協同組合 神戸タグ協会 理事長 安岡 正雄	高砂市 総務部危機管理室防災担当主幹 谷川 文崇
	高石市 危機管理監 上田 庸雄	西宮海上保安署長 小川 珠樹	相生市 企画総務部危機管理課長 木下 卓巳
	岸和田市 危機管理部長兼危機管理監 寺本 隆二		赤穂市 市長公室危機管理担当課長 廣井 紀吉
	泉大津市 危機管理監 政狩 拓哉		播磨町 危機管理課長 堀江 直美
	泉佐野市 市民協働部危機管理監 木内 利昭		早駒運輸㈱姫路事業所 所長 柏尾 剛司
	岬町 危機管理監 寺田 晃久		加古川海上保安署長 宮川 卓也
	大阪府タグ事業協同組合 専務理事 西口 栄一		
	深田サルベージ建設㈱ 常務取締役 大阪支社長 葛間 義博		
	全国内航タンカー海運組合関西支部 事務局長 上村 良		
	関西港湾サービス㈱ 営業第一一部副部長 山田 敬太		
	関西空港海上保安航空基地長 中林 久子		
	堺海上保安署長 川畑 照司		
	岸和田海上保安署長 鯛 和久		
油 対 策 分 科 会	E N E O S ㈱堺製油所 環境安全グループマネージャー 西川 博樹	E N E O S ㈱神戸油槽所 所長 山下 武常	㈱神戸製鋼所加古川製鉄所 総務部総務室主任部員 近藤 洋至
	コスモ石油㈱堺製油所 安全環境副所長 加藤 芳範	シェル ルブリカンツ ジャパン㈱神戸事業所 業務チームマネージャー 市岡 章伸	新日本油化㈱ 所長代理 武生 雄一郎
	櫻島埠頭㈱ 取締役 藤井 守	E N E O S ㈱尼崎油槽所 所長 小林 丈仁	J-POWERジェネレーションサービス㈱高砂火力運営事業所 業務グループリーダー 田中 庄次
	関西エアポート㈱ 運用本部関西空港運用部担当部長 児玉 陽	竹鶴石油㈱ 代表取締役社長 松本 想太	日本製鉄㈱瀬戸内製鉄所 広畑地区 物流室長 磯部 昌浩
	大阪ガス㈱泉北製造所 製造日勤チームマネージャー 小川 寛道		大阪ガス㈱姫路製造所 製造チームマネージャー 佐藤 純哉
			東西オイルターミナル㈱姫路油槽所 所長 山田 剛司
有 害 液 体 物 質 対 策 分 科 会	アスト㈱ 安全環境部長 原田 博司	日本沖荷役安全協会神戸支部 専務理事・事務局長 加藤 一也	㈱ダイセル姫路製造所網干工場 安全環境部課長 舟引 敏博
	関西化成品輸送㈱ 業務部特任部長 浦田 勇治	ティー・エム・ターミナル㈱ 神戸事業所副所長兼技術課長 山崎 隆弘	姫路タンクターミナル㈱ 所長 宗信 勝哉
	㈱辰巳商会 取締役陸運部長 北川 健人		㈱日本触媒姫路製造所 環境安全部防災管理課長 三輪 光昭
			㈱カネカ高砂工業所 信頼の環境安全センター防災 チームリーダー 西野 健太郎

## 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会 幹事会名簿

令和6年10月1日現在

	機 関 ・ 職 名	氏 名	備 考 (専門委員会役職)
幹事長	大阪海上保安監部長	宮本 勝通	大阪地域部会 専門委員会委員長
幹事	大阪府政策企画部危機管理室 災害対策課長	井上 洋之	大阪地域部会 専門委員会副委員長
幹事	大阪市危機管理室 危機管理課長	木村 賢次	大阪地域部会 専門委員会副委員長
幹事	関西港湾サービス(株) 営業第一部副部長	山田 敬太	大阪地域部会 専門委員会委員
幹事	E N E O S (株)堺製油所 環境安全グループマネージャー	西川 博樹	大阪地域部会 専門委員会委員 (油対策分科会)
幹事	アスト(株) 安全環境部長	原田 博司	大阪地域部会 専門委員会委員 (有液対策分科会)
幹事	神戸海上保安部長	三柳 裕二	神戸地域部会 専門委員会委員長
幹事	兵庫県危機管理部 災害対策課長	陰山 暁介	神戸・姫路地域部会 専門委員会副委員長
幹事	神戸市危機管理室 防災専門官	下本 昭司	神戸地域部会 専門委員会副委員長
幹事	協同組合 神戸タグ協会 理事長	安岡 正雄	神戸地域部会 専門委員会委員
幹事	シエル ルブリカンツ ジャパン(株)神 戸事業所 業務チームマネージャー	市岡 章伸	神戸地域部会 専門委員会委員 (油対策分科会)
幹事	ティー・エム・ターミナル(株) 神戸事業所副所長兼技術課長	山崎 隆弘	神戸地域部会 専門委員会委員 (有液対策分科会)
幹事	姫路海上保安部長	浅野 光行	姫路地域部会 専門委員会委員長
幹事	姫路市危機管理室 主幹	多田 将紀	姫路地域部会 専門委員会副委員長
幹事	早駒運輸(株)姫路事業所 所長	柏尾 剛司	姫路地域部会 専門委員会委員
幹事	日本製鉄(株)瀬戸内製鉄所広畑地区 物流室長	磯部 昌浩	姫路地域部会 専門委員会委員 (油対策分科会)
幹事	(株)ダイセル姫路製造所網干工場 安全環境部課長	舟引 敏博	姫路地域部会 専門委員会委員 (有液対策分科会)

(順不同、敬称略)

## 大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会の海域

